



最低賃金キャッチフレーズを募集します



2018 年度 「兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ」募集要領

主催 兵庫労働局 後援 兵庫県、(一社)兵庫労働基準連合会

兵庫労働局においては、兵庫県最低賃金及び兵庫県特定最低賃金（以下「兵庫県の最低賃金」という）について、労使はもとより県民に対し、幅広く周知することを目的として、兵庫県の最低賃金のキャッチフレーズを募集します。



1 募集の内容

- (1)キャッチフレーズの内容 最低賃金について、その重要性が分かりやすく伝わり、また、効果的な周知が期待できる内容（句読点を含み、最大 40 文字）
- (2)応募資格 兵庫県に在住または在勤の者
- (3)応募条件 応募作品は、未発表で自作のものに限ります。なお、応募作品の著作権は主催者に帰属するものとなります。
- (4)応募締切 平成 30 年 9 月 3 日（月）必着とします



2 応募方法

下記応募用紙により、FAX、郵送、直接持ち込みのいずれかで応募

3 選考及び結果発表等



選考委員会により、優秀賞 1 点、特別賞 1 点を決定します。結果は 9 月下旬に兵庫労働局ホームページで発表します。優秀賞及び特別賞に選考された応募者に対しては、10 月 3 日開催予定の表彰式において賞状及び副賞を贈呈します。

4 その他

優秀賞及び特別賞に決定されたキャッチフレーズは、兵庫労働局ホームページに掲載するとともに、兵庫労働局が作成する広報用のチラシ、ポスターにも掲載いたします。



応募用紙

氏名・年齢・性別 <small>(ふりがな)</small>	(歳) (男・女)
職業 (学 生 可)	
住所 (電 話 番 号)	()
キャッチフレーズ	

○応募できる作品は未発表のものに限ります ○記載いただいた個人情報は、キャッチフレーズ募集の目的のみに利用します ○優秀者の氏名をホームページに掲載することがあります

【応募・問い合わせ】

〒 650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 16 階
 兵庫労働局労働基準部賃金室 FAX 078-367-9165 (TEL 078-367-9154)
 ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>